

# 自転車の交通違反に「青切符」が適用されます

4月1日から、自転車の交通事故を防ぐために、交通事故につながる危険な運転行為や警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合に、交通反則通告制度（青切符）による違反処理が行われます。「自転車は車の仲間」です。基本的な交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

## 自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導警告」を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。



### 交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

#### 交通反則通告制度



#### 刑事手続



#### 反則行為と反則金の一例

12,000円
●携帯電話使用等(保持)
7,000円
●遮断踏切入り
6,000円
●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等
5,000円
●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良
3,000円
●並進禁止違反
●軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)

#### 自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

危険行為) 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

- 対象年齢 16歳以上
- 対象行為 信号無視・指定場所一時不停止・通行区分違反(右側通行、歩道通行)・携帯電話使用等(保持) など113種類
- 反則金額 原付バイクと同等で最高額1万2000円

問 折尾警察署交通第一課  
☎ 691・0110

## 住環境の整備補助金

問 役場定住促進係

### ブロック塀等撤去費補助金



老朽化したり、倒壊する危険が高まったりしたブロック塀の撤去費用を一部補助します。所有するブロック塀にひび割れや傾きがないか、基準に合った構造になっているかを定期的に点検しましょう。

対象 ブロック塀などの所有者

補助対象 道路に面した高さ1m以上のブロック塀  
※フェンスや門扉・門柱、土留めブロック部分の撤去工事費は補助対象外です。

※事前に町職員による危険度診断を受け、診断カルテが40点未満であることが必要です。

※同一敷地での補助は一度のみです。

補助金額 対象撤去費用の3分の2(上限16万円)

※千円未満の端数は切り捨てます。

### 古家解体支援補助金



古家を解体し、その敷地内に住宅を新築する人に、解体費用の一部を補助します。

対象 次の条件を全て満たす人

▷建築から5年以上経過し、床面積が50㎡以上ある古家を所有している

▷古家の解体後2年以内に床面積が50㎡以上ある新築住宅を建築し、居住する予定がある

▷世帯全員が町税などの滞納をしていない

▷暴力団員でない、または暴力団員でなくなった日から5年が経過している

補助金額 解体撤去工事費の2分の1(上限70万円)

※千円未満の端数は切り捨てます。

申込期限 R9/2/1 日

※最終申請期限は令和12年1月31日です。

※申請前に解体工事を行った場合は補助対象外です。



気を付けないといけない事例を紹介します

## 新生活を始めた若者を狙った訪問販売などに注意!

### 【相談事例】

訪問してきた事業者から「アパート全体の電気契約が変更になる」「料金も今より安くなる」と言われ契約したが、実際はアパート全体で契約先を変更することはなく、電気代は倍近い金額になった。勧誘時の説明と全く違うので解約したいが、調べると解約手数料が1万円かかると書いてある。

### 【アドバイス】

- ▷ その場で契約せず、事業者名・連絡先・訪問の目的・契約内容などをしっかりと確認し、必ず書面をもらいましょう。
- ▷ 名前や年齢などを尋ねてくる事業者もいます。安易に個人情報を与えないようにしましょう。
- ▷ 電気やガスの契約について「アパートやマンション全体で契約変更が必要」などと言われた場合は、必ず管理人や管理会社に確認しましょう。分からない場合は、親・友人など周囲に相談し、アドバイスを求めるのも有効です。
- ▷ 電話勧誘の場合、契約前の説明書面の交付が義務付けられています。契約前の説明書面を必ずもらいましょう。
- ▷ 目的を告げずに「検針票を見せてほしい」と言うケースは注意が必要です。検針票には、契約者の個人情報のほか、電力契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号が書かれており、これらの情報で契約変更が可能です。
- ▷ 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。

☎ 水巻町消費生活センター ☎ 201-4321

## 4月のし尿収集日

問い合わせ 役場下水道課 ☎ 201-4321

月	日・曜	事業者(対象地域)
2月 回 ま わ り	10金	環整(1)
	13月	環整(2)
	17金	東管社(頃末北)
	20月	東管社(猪熊・頃末北)
	24金	環整(1)・(2)
	28火	東管社

日・曜	対象地域(番)
1水	猪熊4・6~9丁目 頃末北1・2丁目
2木	猪熊2・4~6・8・9丁目 頃末南1丁目(1~11) 立屋敷
3金	猪熊4・5・7・9丁目 頃末北3丁目(12) 頃末南1丁目(12~34) 頃末南3丁目(1~21)
6月	頃末北2丁目(1・5) 頃末北3丁目(1・3・5・16) 頃末南3丁目(22~32) 吉田東1丁目・2丁目(1~6)
7火	頃末北2丁目(1・4・5) 頃末北3丁目(1・3・4・7) 吉田東2丁目(7~22)・3丁目 吉田東4丁目(1~11)
8水	頃末北2丁目(1・4・5) 頃末北3丁目(4・6~8・13) 吉田東4丁目(12)・5丁目 吉田西1丁目(1~3)
9木	古賀 頃末北 猪熊 梅ノ木団地 吉田西1丁目(4~6) 吉田西2丁目(1~10)
10金	古賀1・3丁目 杵
13月	杵
14火	吉田西2丁目(11~20)・3丁目 古賀3丁目 頃末北3・4丁目 頃末南2丁目 中央 美吉野
15水	吉田西4・5丁目 下二東
16木	二東
17金	樋口東 樋口 猪熊3丁目(3) 吉田南 下二西
20月	猪熊5丁目(5・11) 吉田団地(1・2・7・8)
21火	吉田団地(4・5・6) 二西1丁目(1~5)
22水	猪熊5丁目(2・4・5) 樋口 二西1丁目(6~8)・2・3丁目 二西4丁目(1~4)
23木	猪熊1~3丁目 古賀2丁目 二西4丁目(5~13) 伊左座
28火	樋口(5) 猪熊7丁目(13)

## 納期限



問い合わせ 役場納税係・保険年金係 ☎ 201-4321

- 国民健康保険税 10期 3/31 ㊟
- 後期高齢者医療保険料 9期 3/31 ㊟



## 2月の火災・救急件数

	水巻町	芦屋町	遠賀町	岡垣町	合計
火災	0	2	0	1	3
救急	144	66	126	167	503

## 町の人口

令和8年2月28日現在

住みよき



花咲く川のほとり MIZUMAKI

- 人口 27,384人 (前年 - 102人)
- ▷ 男性 12,935人 (前年 - 63人)
- ▷ 女性 14,449人 (前年 - 39人)
- 世帯 13,891世帯 (前年 + 63世帯)

### ● 2月の人の動き

- ▷ 出生 15人
- ▷ 死亡 35人
- ▷ 転入 95人
- ▷ 転出 92人

町の面積 11.01 km<sup>2</sup>